

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和7年（2025年）3月28日（諮問第245号）

答申日：令和8年（2026年）3月31日（答申情第202号）

事案名：特定漁協に係る外部報道関係者からの問合せに関する文書等の不開示決定（不
存在）に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年（2024年）4月30日付け熊本県指令水振第13号により行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和6年（2024年）4月22日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の文書について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

特定漁協のクルマエビ放流事業等への稚魚提供に関して、外部報道関係者から問合せを受け、回答した、もしくは回答準備のため所管部長以下で対応を協議したり、作成した資料などすべて（販売目的への転用の有無に関する県の関係先からの報告、聞き取りなどを含む）

- 2 令和6年（2024年）4月30日、実施機関は、本件開示請求の対象文書について、該当する文書を作成又は取得しておらず、いずれも存在しないため、不
存在による不開示決定（以下「原処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和6年（2024年）6月4日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して原処分を不服とする
審査請求を行った。
- 4 令和7年（2025年）3月28日、実施機関は、この審査請求に対する裁決
を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報
保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨

文書が存在しないとの理由による不開示決定を取り消し、保存文書の全面開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

文書を作成又は取得していないとのことであるが、審査請求人自身もこの件に関して問合せをし、熊本県農林水産部長と外部団体との調整を経たとする文書回答を所管の水産振興課から受け取っている。

その過程で特定漁協による放流の実態の確認など経過を確認したり、外部団体から報告を受けたりした経緯もあることが容易に推定しうる。質問を受け関係者が協議の上作成し、電子メール等で送受信した内容を含めて保存される文書を再度確認し、開示することを求める。

なお、そのような文書が本当に存在しないというのであれば、どのような理由で作成せず、保存もしなかったのかを検証していただきたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書の要旨

審査請求に関する書類が存在しないため。

2 説明聴取の要旨

(1) クルマエビの種苗生産及び配付に係る事業内容について

実施機関では「くまもとの豊かなうみづくりと稼げる水産業の実現」を目標とするとともに、水産資源の回復及び持続利用を図るため、市町や漁業団体と連携して栽培漁業を支援している。クルマエビの放流は、主に熊本県栽培漁業地域展開協議会や漁協団体が行っている。実施機関は市町、漁協団体の要望に基づき、公益財団法人くまもと里海づくり協会（以下「本件法人」という。）へ種苗の生産及び配付を委託している。

(2) 本件法人の種苗の生産及び配付事業について

本件法人は第4の2（1）の実施機関からの委託事業のほか、本件法人で独自に、放流用クルマエビの種苗生産・配付、収益事業として養殖用クルマエビの種苗生産・販売を行っている。本件法人が独自に行う種苗生産、配付については、実施機関は関与していない。

(3) 対象文書の特定、作成又は取得について

対象文書の特定のため、開示請求時に審査請求人に電話で聞き取りを行っ

た。審査請求人からは、「本件法人が独自に行う事業についての文書であり、本件法人理事長としての回答が欲しい」と発言があったため、本件法人が独自に行う放流事業及び収益事業に関わる文書を対象文書として特定した。

また、審査請求人の主張する「熊本県農林水産部長と外部団体との調整を経たとする文書回答」については、外部団体は本件法人を指していると判断した。本件法人との調整については、本件法人の理事長が熊本県農林水産部長と同一人物であることから、本件法人における理事長との打合せについて熊本県水産振興課の職員と本件法人の職員が電話で日程調整を行っており、当該打合せには熊本県水産振興課の職員も同席しているが、文書の作成及び取得は行っていない。

なお、熊本県農林水産部長は、本件法人理事長の業務に係る職務専念義務免除を受けている。

(4) 対象文書の検索について

文書管理システム（行政文書の收受、起案、決裁等を電子的に一元管理しているもの）による関係文書の検索及び執務室内で保管する簿冊や電子データを検索し、対象文書が存在しないことを確認した。

第5 適当と認める者の説明要旨

審議会は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（平成31年熊本県条例第9号）第9条第4項に規定する「適当と認める者」として、本件法人に対し、回答文書の提出等について説明を求めた。

本件法人の説明の内容は、おおむね次のとおりである。

審査請求人に対しては、本件法人から2件の回答を行っている。1件目は、本件法人（専務理事）宛ての質問書をFAXで受理し、本件法人事務局で作成した回答を、本件法人のメールアドレスから送信した。

2件目は、本件法人理事長宛ての質問書をFAXで受理し、本件法人の理事長としての回答を求められていたことから、本件法人理事長と打合せを行うため、熊本県水産振興課に電話で日程調整を依頼した。理事長との打合せには、本件法人の専務理事、事務局長のほか、熊本県水産振興課の担当職員も同席していた。その際、熊本県水産振興課の担当職員には説明資料は配付していない。理事長から回答方針について了承が得られたことから、理事長に配付した説明資料は回収し、本件法人事務局で回答作成後、本件法人のメールアドレスから回答を送信した。なお、理事長は、最終的な回答案の確認は行っていない。

第6 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容並びに実施機関及び適当と認める者の説明

内容に基づき、原処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 原処分の妥当性について

(1) 対象文書の特定について

本件開示請求の対象文書は、特定漁協のクルマエビ放流事業等に関し、外部報道関係者からの問合せ対応のため、実施機関において作成又は取得した回答文書、協議資料その他これらに関連する文書であると解される。

(2) 審査請求人からの問合せへの回答書について

審査請求人は、熊本県農林水産部長と外部団体との調整を経たとする文書回答を受け取っている旨主張している。

この点について、本件法人の説明によれば、審査請求人からの質問に対する回答書2件は、いずれも本件法人において作成し、本件法人のメールアドレスから送信したとのことだった。

また、2件目の回答書については、本件法人理事長と打合せを行ったものの、打合せに際して実施機関担当職員には説明資料を配付しておらず、打合せ終了後には理事長への説明資料も回収したとのことだった。

さらに、当該打合せの日程調整については、本件法人担当職員が実施機関担当職員と電話により行ったものであるとのことだった。

当審議会において、審査請求人からの質問内容、回答内容及び本件法人の事業内容を確認したところ、当該質問は本件法人が独自に行う事業に関するものであり、回答書の発信者も本件法人名又は本件法人理事長名となっていることが認められた。

ところで、本件法人は公益財団法人であり、実施機関とは別個の法人格を有する団体である。本件法人理事長は熊本県農林水産部長と同一人物であるが、本件法人理事長としての業務は、職務専念義務免除を受けて行われるものであり、その過程で作成又は取得された文書が直ちに実施機関の行政文書となるものではない。なお、審査請求人からの問合せへの回答書に関する文書は、いずれも本件法人理事長は、作成又は保有していない。

以上のことから、本件法人が作成し送信した回答書について、実施機関がこれを作成し取得した行政文書であるとは認められない。

(3) 対象文書の検索について

実施機関は、外部報道関係者からの問合せに関する行政文書が存在しないことを所属内の電子データ及び紙資料から現認しており、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

(4) 小括

審査請求人からの問合せへの回答書については（２）のとおりであること、実施機関における対象文書の検索が十分に行われていることから、対象文書を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。

以上のことから、本件開示請求に関する行政文書の不存在による不開示決定は、妥当である。

2 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第7 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和7年（2025年） 3月28日	・ 諮問（第245号）
令和8年（2026年） 1月27日	・ 審議
令和8年（2026年） 2月24日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和8年（2026年） 3月24日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会第2部会

部会長 鹿瀬島 正剛

委員 齊藤 信子

委員 関 智弘